

平成 22 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 中小企業投資機構株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒澤 明宏
(コード番号 2318)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 伸治
(TEL. 06-7732-7892)

当社が業務執行組合員となる「IFS パートナース・ファンド1号投資事業組合」 の組成に関するお知らせ

当社が業務執行組合員となる「IFS パートナース・ファンド1号投資事業組合（業務執行組合員：中小企業投資機構株式会社）」（以下、「IFS ファンド」と言います）を平成 22 年 2 月に組成いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. IFS ファンドの組成について

当社は、M&A 関連業務などの企業経営支援事業を営んでおりますが、平成 22 年 2 月に当社が業務執行組合員となる IFS ファンドを組成いたしました。

IFS ファンドは、投資事業を行うために民法第 667 条以下の規定に基づき組成された任意組合であり、その組合員は、M&A 関連業務などの企業経営支援事業を営む中小企業投資機構株式会社（業務執行組合員）、及び「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンを共有する独立企業同士のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」に参画する企業 13 社（一般組合員）、具体的には、中小企業飲食機構株式会社、中小企業建設機構株式会社、中小企業製造機構株式会社、中小企業流通機構株式会社、中小企業支援機構株式会社、中小企業経営支援機構株式会社、中小企業業務機構株式会社、中小企業自動車機構株式会社、中小企業再生機構株式会社、中小企業リゾート機構株式会社、中小企業レンタル機構株式会社、中小企業農業機構株式会社及び中小企業不動産機構株式会社により構成されております。

2. IFS ファンドの概要

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 名称 | IFS パートナース・ファンド1号投資事業組合 |
| (2) 所在地 | 大阪府大阪市北区神山町1番3号 新扇町ビル |
| (3) 代表者 | 業務執行組合員 中小企業投資機構株式会社
代表取締役社長 黒澤 明宏 |
| (4) 事業内容 | 有価証券の保有、管理、運用及び取得等の投資事業 |

3. IFS ファンドが実施する公開買付けについて

当該 IFS ファンドは、中小企業信用機構株式会社の普通株式のうち発行済株式総数の 43.83%にあたる 7,910,000 株の取得の公開買付けを平成 22 年 2 月 23 日に開始いたします。

公開買付けの詳細につきましては、別紙の 2010 年 2 月 22 日付プレスリリース「中小企業信用機構株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. 中小企業信用機構株式会社の概要

(1) 名 称	中小企業信用機構株式会社
(2) 所 在 地	東京都墨田区両国一丁目 10 番 7 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上村 昌史
(4) 事 業 内 容	保証事業、商業手形割引事業、営業貸付事業
(5) 資 本 金	1,126 百万円 (平成 21 年 11 月末時点)
(6) 設 立 年 月 日	昭和 49 年 3 月
(7) 大株主及び持株比率 (平成 21 年 8 月末現在)	N I S グループ株式会社 (38.9%) 中小企業保証機構株式会社 (25.0%) 中小企業人材機構株式会社 (20.0%) 日本振興銀行株式会社 (4.4%) 畑田 眞夫 (0.9%)
(8) 純 資 産	780 百万円 (平成 21 年 11 月末時点)
(9) 総 資 産	8,687 百万円 (平成 21 年 11 月末時点)

(注)平成 21 年 12 月 29 日付けでニッシン債権回収株式会社に対して普通株式 2,307,600 株(発行済株式総数に対する割合:12.8%)の第三者割当増資が実施されておりますが、大株主及び持株比率の計算においてはこの第三者割当増資による発行株式数は考慮しておりません。

(10) 最近事業年度における業績

	平成 20 年 3 月期	平成 20 年 8 月期	平成 21 年 8 月期
1 株 当 たり 純 資 産	35.13 円	14.77 円	44.96 円
売 上 高	2,041 百万円	495 百万円	1,538 百万円
営 業 利 益	△744 百万円	△189 百万円	401 百万円
経 常 利 益	△738 百万円	△183 百万円	423 百万円
当 期 純 利 益	△1,187 百万円	△312 百万円	421 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△200.46 円	△20.31 円	27.40 円
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—

(注)平成 20 年 8 月 26 日開催の臨時株主総会決議により、決算期を 3 月 31 日から 8 月 31 日に変更しております。

以 上

(別紙)

平成 22 年 2 月 22 日

各位

大阪市北区神山町1番3号 新扇町ビル
I F S パートナーズ・ファンド1号投資事業組合
業務執行組合員 中小企業投資機構株式会社
代表取締役社長 黒澤 明宏

中小企業信用機構株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

I F S パートナーズ・ファンド1号投資事業組合（以下、「公開買付者」といいます。）は、中小企業信用機構株式会社（ジャスダック証券取引所市場上場（コード：8489）、以下、「対象者」といいます。）株式を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の普通株式のうち発行済株式総数の 43.83%にあたる 7,910,000 株の取得を上限及び下限として、公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

公開買付者は平成 22 年 2 月に投資事業を行うために民法第 667 条以下の規定に基づき組成された任意組合であり、その組合員は、M&A 関連業務などの企業経営支援事業を営む中小企業投資機構株式会社（業務執行組合員）、及び「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンを共有する独立企業同士のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」に参画する企業 13 社（一般組合員）、具体的には、中小企業飲食機構株式会社、中小企業建設機構株式会社、中小企業製造機構株式会社、中小企業流通機構株式会社、中小企業支援機構株式会社、中小企業経営支援機構株式会社、中小企業業務機構株式会社、中小企業自動車機構株式会社、中小企業再生機構株式会社、中小企業リゾート機構株式会社、中小企業レンタル機構株式会社、中小企業農業機構株式会社及び中小企業不動産機構株式会社により構成されております。なお、各組合員からの出資総額は 30 億円を上限としております。

一方、対象者は、中小企業振興ネットワークに参画し、平成 20 年 4 月より本格稼働した保証事業を軸に、商業手形割引事業及び営業貸付事業等についても積極的に推進しております。

対象者の筆頭株主であり、現在対象者株式 6,126,000 株（発行済株式総数の 33.95%）を保有している N I S グループ株式会社は、経営再建のための事業構造の転換、資産圧縮を進めることを目的として、保有する対象者の株式全てを売却する意向を対象者及び中小企業投資機構株式会社に対して表明いたしました。また、対象者の第二位の株主である中小企業保証機構株式会社及び第三位の株主である中小企業人材機構株式会社においても、投資資金の一部回収を目的として、

それぞれ保有する対象者株式の一部である 1,285,000 株（発行済株式総数の 7.12%）及び 499,000 株（発行済株式総数の 2.77%）を売却する意向を対象者及び中小企業投資機構株式会社に対して表明いたしました。

かかる意向表明を受け、国内の事業者金融業界の淘汰が進む中、後述するとおり、対象者の業界内における地位は相対的に向上しており、対象者の行う保証事業、商業手形割引事業、及び営業貸付事業は、今後一層の業容拡大と収益性の改善が見込まれるものと考えていた中小企業投資機構株式会社は、対象者の株式取得を目的として公開買付者を組成し、N I S グループ株式会社、中小企業保証機構株式会社及び中小企業人材機構株式会社から対象者株式を取得する方針を決定いたしました。

なお、対象者は平成 22 年 2 月 22 日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨の決議をしております。当該取締役会におきましては、取締役安藤康夫氏、井村和則氏及び前田京介氏の 3 名は、公開買付けへの出資者の代表取締役又は業務執行取締役を兼務しているため、その立場に基づく利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、取締役河村巧氏は、当該取締役会に参加はいたしましたが、本公開買付けへの応募を公開買付けとの間で合意している中小企業保証機構株式会社の代表取締役を兼務しているため、対象者取締役会としての意見の中立性を確保することを目的として、審議においては発言を控え、決議は棄権をしております。

（2）本公開買付けの背景及び実施する目的

昨今の世界的な金融不安や経済の減速に加え、対象者の事業と関連がある事業者金融を含む貸金業界における、貸金業法の改正等による上限金利引き下げ及び利息返還請求の増加等の影響を受け、対象者はその事業体制の再構築を余儀なくされるなど厳しい状況が続いておりました。このような状況の下、対象者は収益構造改革として平成 20 年 4 月より従前の融資事業から保証事業主体の体制に変革を図り、平成 21 年 4 月よりさらに収益基盤を盤石にすべく保証事業に加えて商業手形割引事業の積極的推進をはかってまいりました。具体的には（1）保証事業（顧客より受けた借入申込について、保証審査を対象者にて実施、銀行・貸金業者においてその結果に基づいて貸付を行い、顧客の支払いが延滞した場合、対象者にてその融資金額を保証履行する事業）、（2）商業手形割引事業（顧客である法人及び個人事業主から割引の依頼を受けた商業手形について、手形の振出人及び裏書人等に対し十分な信用調査を行い、その結果について割引を行う事業）及び（3）営業貸付事業（①手形貸付：顧客である法人及び個人事業主から顧客振出手形の差し入れ及び原則として人的保証を条件として受けた借入申込について、顧客及び保証人の十分な信用調査を行い、その結果に基づいて行う貸付、②証書貸付：顧客である法人及び個人事業主から原則として人的保証を条件として受けた借入申込について、顧客及び保証人の十分な信用調査を行い、その結果に基づいて行う貸付、③担保貸付：顧客である法人及び個人事業主から、購入不動産の担保等の設定を条件として受けた借入申込について、顧客及び担保物件等の十分な信用調査を行い、その結果に基づいて行う貸付）の 3 部門を柱として展開することといたしました。対象者がこのような経営改革を実行していたところ、前述した貸金業法の改正等による上限金利の引き下げ及び利息返還請求等の影響により、国内の事業者金融業界は淘汰が進み、対象者の競合相手は大幅に減少することとなりました。

このような環境下、対象者の筆頭株主であり、現在対象者株式 6,126,000 株（発行済株式総数の 33.95%）を保有している N I S グループ株式会社は、平成 17 年 11 月 29 日の株式取得以降、九州地区を基盤として事業展開しておりました対象者との事業シナジーの拡大を進めておりましたが、昨今の経済環境の急激な変化により、対象者との事業シナジーを生み出し辛い状況となっていることもあり、経営再建のための事業構造の転換、資産圧縮を進めることを目的として、保有する対象者の株式全てを売却する意向を対象者及び中小企業投資機構株式会社に対して表明いたしました。また、対象者の第二位の株主である中小企業保証機構株式会社及び第三位の株主である中小企業人材機構株式会社においても、投資資金の一部回収を目的として、それぞれ保有する対象者株式の一部である 1,285,000 株（発行済株式総数の 7.12%）及び 499,000 株（発行済株式総数の 2.77%）を売却する意向を対象者及び中小企業投資機構株式会社に対して表明いたしました。

かかる意向表明を受け、国内の事業者金融業界の淘汰が進む中、対象者の業界内における地位は相対的に向上しており、対象者の行う保証事業、商業手形割引事業、及び営業貸付事業は、今後一層の業容拡大と収益性の改善が見込まれるものと考えていた中小企業投資機構株式会社は、対象者の株式取得を目的として公開買付者を組成し、N I S グループ株式会社、中小企業保証機構株式会社及び中小企業人材機構株式会社から対象者株式を取得する方針を決定いたしました。なお、中小企業投資機構株式会社によって、対象者株式を取得する主体として公開買付者が組成されたのは、同社がファンドを組成し、ファンドによる資産運用も含めた投資事業をその主たる事業内容の一つとしていることによります。また、上記のとおり、公開買付者は対象者の株式取得を目的として組成された任意組合ではありますが、今後の状況によっては、対象者以外の株式を取得していく可能性もあります。

このような経緯により、公開買付者は、本公開買付けの下限及び上限を上記大株主三社が売却を希望する株式数の合計である 7,910,000 株としております。したがって、公開買付者は、実際に本公開買付けに申込みれた株式数が 7,910,000 株と同数の場合には、その全部の買付けを行います。7,910,000 株に満たない場合には、その全部の買付けを行いません。また、公開買付者は、実際に本公開買付けに申込みれた株式数が 7,910,000 株を超える場合には、その超える部分の買付け等を行わず、あん分比例の方式により受渡しその他の決済を行います。

なお、公開買付者は、N I S グループ株式会社、中小企業保証機構株式会社及び中小企業人材機構株式会社それぞれとの間で、平成 22 年 2 月 22 日付にて公開買付応募契約（以下、「本公開買付応募契約」といいます）を締結し、これらの契約において、N I S グループ株式会社はその保有する全株、中小企業保証機構株式会社はその保有する株式のうち 1,285,000 株、及び中小企業人材機構株式会社はその保有株式のうち 499,000 株について、本公開買付けに応募することに合意しております。もっとも、本公開買付応募契約に定める①公開買付者の表明・保証、②公開買付者が金融商品取引法その他の適用法令に従い本公開買付けに必要な手続きを全て適法に行うこと、及び③公開買付者の秘密保持義務や契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止といった契約内容に重大な違反があった場合には、上記三社は応募しないことができます。

また、対象者は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明しておりますが、株主の皆様に対して応募を推奨する旨の意見は表明しておりません。具体的には、対象者から平成 22 年 2 月 22 日付で、対象者はこれまで、対象者の営業貸付事業に関し、N I S グループ株式会社との間でそれ

ぞれが得意な営業エリア（対象者は九州地区）に経営資源を集中させることによるコストの削減等、シナジーを追求してきたものの、N I Sグループ株式会社とその事業の軸足を、営業貸付事業から投資銀行事業、貿易サポート事業及び海外事業に移しつつあることに伴い、従来想定していたN I Sグループ株式会社との事業シナジーが見出せなくなっており、N I Sグループ株式会社とその保有する対象者株式の全部を売却することとなっても対象者の事業面での支障はないこと、また、公開買付者の出資者は、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンを共有する独立企業同士のネットワークとして創設された中小企業振興ネットワークに加盟している企業であり、対象者との関係は友好的であること、さらに、下記「(3) 本公開買付け後の経営方針等」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後は、取得した対象者株式を対象者と事業シナジーが見込まれる第三者に対して譲渡していくことを予定しており、かつ、対象者株式に係る議決権については、公開買付者の出資者である組合員の意向を踏まえながら、対象者の企業価値向上につながる形で行使していくことを考えており、加えて、対象者に対して経営方針の変更を要請していくことは現時点においては特段検討していないが、対象者の企業価値につながる提案を行っていくことを考えていることから、本公開買付けに反対する明確な理由も見出しがたいとして、本公開買付けに対して賛同の意見が表明されております。また、対象者は、本公開買付けにおける買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）は、対象者が森本公認会計士事務所より取得した株式価値算定報告書記載の対象者普通株式のDCF法及び市場株価法による対象者の1株当たりの株式価値のレンジ（DCF法につき242円から325円まで、市場株価法につき239円から346円まで）に入っているものの、対象者の普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）における平成22年2月19日の終値298円より1.01%低い価格、及び対象者が「平成21年8月期決算短信（非連結）」及び「『継続企業の前提に関する注記』の記載解消に関するお知らせ」を公表した平成21年10月16日の翌営業日である平成21年10月19日から本公開買付価格の決定日である平成22年2月22日の前営業日までの市場株価の終値の単純平均値約308.11円より約4.25%低い価格であること、また、対象者は現在、ジャスダック証券取引所から、対象者が実質的な存続会社でないとして「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る旨の通知を受けており、猶予期間内にジャスダック証券取引所の株券上場審査基準に準じた基準に適合しなかった場合、上場廃止となる可能性がある状態となっているところ、ジャスダック証券取引所による上記基準に適合するかの審査に本公開買付けが与える影響について現時点で判断することができないことから、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることとする旨の意見が公表されております。

(3) 本公開買付け後の経営方針等

公開買付者は、本公開買付けの成立後、取得した対象者株式を売却していくことを検討しておりますが、株式数も大きいため、対象者と事業シナジーが見込まれる第三者に対して譲渡していくことを予定しております。また、対象者株式にかかる議決権につきましては、公開買付者の出資者である組合員の意向を踏まえながら、対象者の企業価値向上につながる形で行使していくことを考えており、対象者に対して経営方針の変更を要請していくことは現時点においては特段検討しておりませんが、対象者の企業価値向上につながる提案を行っていくことを考えております。

なお、公開買付者は、本公開買付け成立後に、対象者株式を追加で取得することは現時点において予定しておりません。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は単独で対象者の総株主の議決権の 44.72%を取得することになります。従って、本公開買付けの成立後、公開買付者は対象者の筆頭株主となる見込みであります。

対象者の普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の上限は 7,910,000 株としており、公開買付者が当該上限数を取得した場合においても、公開買付者の対象者普通株式の保有割合は発行済株式総数の 43.83%にとどまるため、本公開買付け後においても、対象者普通株式のジャスダック証券取引所における上場は維持される見込みです。

もっとも、対象者が平成 20 年 3 月 4 日に行った日本振興銀行株式会社、中小企業保証機構株式会社及び株式会社 S B G（現中小企業人材機構株式会社）を割当先とする第三者割当による新株式発行、並びに平成 20 年 4 月 23 日開催の取締役会にて決議されました代表取締役及び取締役の異動につきまして、対象者はジャスダック証券取引所から、対象者が実質的な存続会社でないとして「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間（平成 20 年 4 月 23 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）に入る旨の通知を受けました（なお、対象者が平成 20 年 8 月 26 日開催の臨時株主総会において決算期（事業年度の末日）を変更したため、上記猶予期間は平成 23 年 8 月 31 日までに変更されております。）。そのため、対象者が猶予期間内にジャスダック証券取引所の株券上場審査基準に準じた基準に適合しなかった場合、対象者普通株式は上場廃止となる可能性があります。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 中小企業信用機構株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 22 年 2 月 23 日（火曜日）から平成 22 年 3 月 23 日（火曜日）まで（20 営業日）

但し、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は 30 営業日、平成 22 年 4 月 6 日（火曜日）までとなります。

・期間延長の確認連絡先

確認連絡先 エイチ・エス証券株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
電話番号：03-4560-0214

確認受付時間 平日 8 時 30 分から 17 時まで

(4) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき 金 295 円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社 Tida に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 2 月 15 日に株価算定書を取得いたしました。この株価算定書では、対象者普通株式の市場株価を中心的要素として考慮すると同時に、極端な値付率及び出来高の低下等の有無を確認し市場株価が実質的な企業価値を反映しているかを判断した上で株価の算定を行う市場時価方式を採用して対象者普通株式の株価が算定されており、同株価は 314.49 円を中心値とした一定の範囲内の金額が相当であると思料する旨の意見が付されております。具体的な算定結果については以下のとおりです。

<算定結果>

(対象者普通株式の株価に与える影響が特に大きいと考えられる) 対象者がニッシン債権回収株式会社と業務提携を行うとともに、ニッシン債権回収株式会社に対して普通株式 2,307,600 株(発行済株式総数に対する割合: 12.79%)を発行する旨公表した日である平成 21 年 12 月 11 日より後の期間に該当する平成 21 年 12 月 14 日から平成 22 年 2 月 10 日までの間の 59 日間における各日の市場株価終値の平均値を算出したところ、314.49 円であった。そして、当該期間中における対象者普通株式の値付率及び出来高から勘案して、市場株価が実質的な企業価値を反映していると判断することができるため、対象者普通株式の株価は 314.49 円を中心値とした一定の範囲内の金額が相当であると思料する。

公開買付者は、上記算定書の算定結果に加え、対象者普通株式の株価に与える影響が特に大きいと考えられる事実についての公表が最後にあった日、すなわち、対象者がニッシン債権回収株式会社と業務提携を行うとともに、ニッシン債権回収株式会社に対して普通株式 2,307,600 株(発行済株式総数に対する割合: 12.79%)を発行する旨公表した日である平成 21 年 12 月 11 日から平成 22 年 2 月 18 日までの期間のジャスダック証券取引所における対象者普通株式の終値の平均価格の推移(当該期間における対象者普通株式の終値は 267 円から 415 円の間で推移してございました。)も参考に、N I S グループ株式会社、中小企業保証機構株式会社及び中小企業人材機構株式会社との間で買付価格につき交渉を行いました。その結果、295 円をもって普通株式 1 株あたりの買付価格とすることについて上記三社との間で合意に至り決定されたものです。

なお、本公開買付価格は、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における平成 22 年 2 月 22 日の終値 295 円と同額であり、また、本公開買付価格の決定日である平成 22 年 2 月 22 日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 300 円より約 1.67%低い価格になります。これは、公開買付者が投資事業を目的としたファンドという性質を有している以上、本公開買付けにより取得した対象者株式を将来的には取得価格よりも高値で売却できる可能性を高めるべく、上記三社との間で交渉を行った結果によるものであります。

②算定の経緯

公開買付者の業務執行組合員である中小企業投資機構株式会社に対して、平成 22 年 1 月頃、対象者普通株式 6,126,000 株を保有し筆頭株主である N I S グループ株式会社より、その投資政策の変更に伴い、また、同 3,935,000 株を保有し第二位の大株主である中小企業保証機構株式会社及び 3,149,000 株を保有し第三位の大株主である中小企業人材機構株式会社より、投資資金の一部回収を目的として、その保有する対象者普通株式の全部あるいは一部を処分する旨の意向が表明されました。

中小企業投資機構株式会社は、上記三社からの対象者株式売却の意向表明を受け、上記三社と交渉した結果、平成 22 年 2 月 22 日に 295 円をもって普通株式 1 株あたりの買付価格とすることについて上記三社との間で合意に至り、公開買付者及び上記三社の間で、それぞれが所有する対象者の普通株式の本公開買付けへの応募等について合意した本公開買付契約を締結しました。本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社 Tida に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 2 月 15 日に株価算定書を取得いたしました。この株価算定書では、対象者普通株式の市場株価を中心的要素として考慮すると同時に、極端な値付率及び出来高の低下等の有無を確認し市場株価が実質的な企業価値を反映しているかを判断した上で株価の算定を行う市場時価方式を採用して対象者普通株式の株価が算定されており、同株価は 314.49 円を中心値とした一定の範囲内の金額が相当であると思料する旨の意見が付されております。具体的な算定結果については以下のとおりです。

<算定結果>

(対象者普通株式の株価に与える影響が特に大きいと考えられる)対象者がニッシン債権回収株式会社と業務提携を行うとともに、ニッシン債権回収株式会社に対して普通株式 2,307,600 株(発行済株式総数に対する割合:12.79%)を発行する旨公表した日である平成 21 年 12 月 11 日より後の期間に該当する平成 21 年 12 月 14 日から平成 22 年 2 月 10 日までの間の 59 日間における各日の市場株価終値の平均値を算出したところ、314.49 円であった。そして、当該期間中における対象者普通株式の値付率及び出来高から勘案して、市場株価が実質的な企業価値を反映していると判断することができるため、対象者普通株式の株価は 314.49 円を中心値とした一定の範囲内の金額が相当であると思料する。

本公開買付価格は、公開買付者が、このような第三者算定機関による算定結果に加えて、対象者普通株式の株価に与える影響が特に大きいと考えられる事実についての公表が最後であった日、すなわち、対象者がニッシン債権回収株式会社と業務提携を行うとともに、ニッシン債権回収株式会社に対して普通株式 2,307,600 株(発行済株式総数に対する割合:12.79%)を発行する旨公表した日である平成 21 年 12 月 11 日から平成 22 年 2 月 18 日までの期間における平均株価の推移(当該期間における対象者普通株式の終値は 267 円から 415 円の間で推移しておりました。)も参考に、上記三社との間で交渉を行った結果として、上記三社との間で合意に至り決定されたものです。

また、対象者からは、平成 22 年 2 月 22 日付で、対象者はこれまで、対象者の営業貸付事業に関し、N I S グループ株式会社との間でそれぞれが得意な営業エリア(対象者は九州地区)に経

営資源を集中させることによるコストの削減等、シナジーを追求してきたものの、N I Sグループ株式会社はその事業の軸足を、営業貸付事業から投資銀行事業、貿易サポート事業及び海外事業に移しつつあることに伴い、従来想定していたN I Sグループ株式会社との事業シナジーが見出せなくなっており、N I Sグループ株式会社はその保有する対象者株式の全部を売却することとなっても対象者の事業面での支障はないこと、また、公開買付者の出資者は、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンを共有する独立企業同士のネットワークとして創設された中小企業振興ネットワークに加盟している企業であり、対象者との関係は友好的であること、さらに、公開買付者は、本公開買付けの成立後は、取得した対象者株式を対象者と事業シナジーが見込まれる第三者に対して譲渡していくことを予定しており、かつ、対象者株式に係る議決権については、公開買付者の出資者である組合員の意向を踏まえながら、対象者の企業価値向上につながる形で行使していくことを考えており、加えて、対象者に対して経営方針の変更を要請していくことは現時点においては特段検討していないが、対象者の企業価値につながる提案を行っていくことを考えていることから、本公開買付けに反対する明確な理由も見出しがたいとして、本公開買付けに対して賛同する旨の意見が公表されております。また、対象者は、本公開買付価格は、公開買付者とN I Sグループ株式会社、中小企業保証機構株式会社及び中小企業人材株式会社との間の協議・交渉の結果決定された価格であり、対象者が森本公認会計士事務所より取得した株式価値算定報告書記載の対象者普通株式の DCF 法及び市場株価法による対象者の1株当たりの株式価値のレンジ(DCF法につき242円から325円まで、市場株価法につき239円から346円まで)に入っているものの、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における平成22年2月19日の終値298円より1.01%低い価格、及び対象者が「平成21年8月期決算短信(非連結)」及び「『継続企業の前題に関する注記』の記載解消に関するお知らせ」を公表した平成21年10月16日の翌営業日である平成21年10月19日から本公開買付価格の決定日である平成22年2月22日の前営業日までの市場株価の終値の単純平均値約308.11円より約4.25%低い価格であること、また、対象者は現在、ジャスダック証券取引所から、対象者が実質的な存続会社でないとして「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る旨の通知を受けており、猶予期間内にジャスダック証券取引所の株券上場審査基準に準じた基準に適合しなかった場合、上場廃止となる可能性がある状態となっているところ、ジャスダック証券取引所による上記基準に適合するかの審査に本公開買付けが与える影響について現時点で判断することができないことから、対象者としては、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様への判断に委ねることを決議したとの意見が公表されております。

(利益相反を回避するための措置)

対象者は、平成22年2月22日の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意を表明することを決議しております。なお、取締役安藤康夫氏、井村和則氏及び前田京介氏の3名は、公開買付者への出資者の代表取締役又は業務執行取締役を兼務しているため、その立場に基づく利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、取締役河村巧氏は、当該取締役会に参加はいたしましたが、本公開買付けへの応募を公開買付者との間で合意している中小企業保証機構株式会社の代表取締役を兼務しているため、対象者取締役会としての意見の中立性を確保することを目的として、審議においては発言を控え、決議は棄権をしております。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数 7,910,000 株

買付予定数の下限 7,910,000 株

買付予定数の上限 7,910,000 株

(注1) 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方が本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(7,910,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(7,910,000株)と同数のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,910,000株)を超えるときは、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。

(注3) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(7) 買付け等による株式等所有割合の異動

買付前所有株式数 0 株

買付後所有株式数 7,910,000 株(発行済株式総数 18,046,600 株の 43.83%)

(8) 買付代金 2,333,450,000 円(予定)

なお、買付代金は、買付予定数(7,910,000株)に1株あたりの買付価額(295円)を乗じた金額を記載しております。

(9) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

②決済の開始日 平成22年3月30日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成22年4月13日(火曜日)となります。

以上